

新型コロナの5類感染症への位置づけ変更について

令和5年5月8日から新型コロナの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更され、季節性インフルエンザと同様の取扱いになります。

《変更のポイント》

外出等の制限が
なくなります。



発生届や
陽性者登録が
なくなります。



治療費に
自己負担額が生じます。
※福祉医療証(身(子)親)をお持ちの方は自己負担分が軽減されます。

5月7日まで

5月8日以降

検査・外来・入院・薬の費用に関すること		
検査	公費負担	自己負担
外来医療費	公費負担(コロナ陽性診断後) ただし、初診料は自己負担	自己負担 新型コロナ治療薬は9月末まで公費負担 (ラゲプリオ、パキロビット、ゾゴバなど)
入院医療費	公費負担(医療費・食事代)	自己負担 ※ 9月末まで高額療養費制度の自己負担限度額から 最大2万円減額
外出制限等に関すること		
外出制限	外出自粛を要請	外出自粛要請はなくなります。 (個人の判断になります。)
療養期間・待機期間	陽性者 原則7日間 濃厚接触者 原則5日間	療養期間の目安 発症後5日間(かつ、症状軽快後24時間) ※ 濃厚接触者としての法律に基づく外出自粛は求められません。
宿泊療養	宿泊療養施設を確保	外出制限がなくなるため、終了
食糧支援	希望者に食料品を配達	外出制限がなくなるため、終了
患者支援に関すること		
相談窓口	受診相談コールセンター 陽性者フォローアップセンター	新型コロナ総合コールセンター(裏面参照)
外来医療機関	診療・検査医療機関 医療機関一覧 → 	外来対応医療機関 県HPで公表 医療機関一覧 →  (5/8~公開) ※ なお、医療機関を受診される前に必ず電話で お問い合わせください。
健康観察	発生届の対象者は保健所で健康観察を実施	発生届が出されなくなるため、健康観察は終了
検査体制	薬局等での無料検査	終了
陽性登録	発生届対象外の方の登録を受付 (自己検査・医療機関受診者)	終了
ワクチン接種に関すること		
ワクチン	希望者に接種(自己負担なし)	令和5年度は無料接種を継続 (広報よねざわ5月1日号折り込みチラシ参照)
感染者の把握に関すること		
発生届	発生届を保健所に届出 (重症化リスクのある方に限定)	発生届は出されなくなります。
感染者数	医療機関からの報告により全数を把握	定点医療機関の報告で感染動向を把握 週1回公表(毎日の感染者数の公表は終了)
生活を守るための支援に関すること		
国民健康保険の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	国民健康保険加入者で新型コロナウイルス感染症に感染 又は発熱等の症状によりその疑いがある場合、療養のため 労務に服することができなかつた期間(要件有)について、 傷病手当金を支給	終了 ※ 5月7日以前に新型コロナウイルス感染症に感染し、 5月8日以降も療養のため労務に服することができない 場合は支給対象

感染症法上の位置づけ変更後の療養について

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。以下の情報を参考にしてください。

■ 位置づけ変更後の新型コロナ患者の療養の考え方(参考)

(1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・ 特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目(※1)として5日間は**外出を控えること**(※2)
- ・ 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること**が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。



(2) 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、**不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう**。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

(3) 家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら

ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、**可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うこと**などに注意してください。その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日目として、特に5日間はご自身の体調に注意してください。

7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。

(※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(※2) こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用を徹底してください。

米沢市平日夜間・休日診療所の受診にあたって

受診の際、発熱、のどの痛み、せきなどのかぜ症状がある場合は、来院前に必ず電話での受診相談をお願いします。

受診者の問診は、診療所玄関のインターホンまたは携帯電話越しで行います。ご理解とご協力をお願いします。

【米沢市平日夜間・休日診療所】 ☎ 22-9922

	診療科	受付時間	診察開始
平日	内科・小児科	18時30分～21時	19時
日曜・祝日	内科・小児科	8時30分～11時30分 13時～16時30分	9時

新型コロナ総合コールセンター

〈5/8～運用〉

☎ **0120-567-690** (24時間受付)

新型コロナが疑われる場合の**受診相談**、自宅療養中の**健康相談**、**後遺症**に関する相談

その他の相談窓口

■こころの健康に関する相談

県精神保健福祉センター 023-631-7060
(平日9:00～12:00、13:00～17:00)

■聴覚・言語障がいのある方のご相談

県コロナ収束総合対策室(FAX) 023-625-4294
(平日8:30～17:15)

■ワクチンの副反応等に関するご相談

県ワクチンコールセンター 0120-567-690
(8:30～18:00 土日祝日も含む)